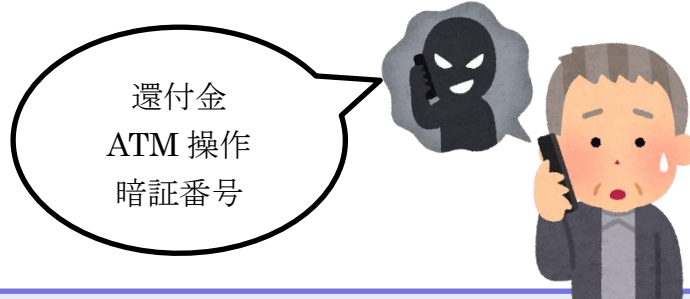


「還付金があります」という詐欺に注意！

市役所等の職員を名乗り「税金や健康保険料の還付金があります。」と ATM で手続きをさせたり、インターネットバンクの暗証番号を聞き出す詐欺が発生しています。



【事例】

年金事務所の職員を名乗る人から電話があり、「70歳以上の方に保険料の還付がある。手続きのためにATMに行ってほしい」と言われ、急かされるまま指示に従ってATMを操作した。出てきた明細を見ると、知らない人の口座へ100万円を振り込んだことになっていた。不審に思い、メモしてあった年金事務所や金融機関の電話番号に連絡したが、すでに使われていない番号とのアナウンスがあり、自分で調べた事務所の番号に電話して問い合わせると、そのような還付金はないと言われた。

※他にも、「こちらで手続きします」と言われ、インターネットバンクの暗証番号を聞かれたり、手数料を電子マネーで支払うように指示されたりするケースがあります。

～アドバイス～

- ・還付金がATMで支払われたり、インターネットバンキングの暗証番号を聞かれたりすることはありません。市役所等を名乗る者からそのような電話があっても、一度電話を切り、自分で相手方の担当部署の電話番号を調べてから連絡して、還付金の有無を確認しましょう。
- ・もし振り込んでしまった場合は、すぐに金融機関や警察に相談しましょう。通報が早ければ、振り込んだお金が引き出される前に相手の口座を利用停止にできる可能性もあります。
- ・還付金手続きに必要なと言われても、住所・氏名・口座情報等を教えてはいけません。教えてしまった個人情報をもとに、新たなトラブルに巻き込まれる可能性があります。
- ・不審な電話への対策として、留守番電話やナンバーディスプレイ機能を活用しましょう。
- ・不安に思った場合や業者とトラブルが生じた場合は、消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019